

坂城町有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、町が発行する印刷物等への有料広告(以下「広告」という。)の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2 広告を掲載できるもの(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広報さかき
- (2) その他町長が広告掲載を認めるもの

(掲載可能な広告の範囲)

第3 掲載可能な広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの、又は違反する恐れのあるもの
- (2) 町の公共性、中立性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるもの
- (7) 児童及び青少年の健全育成に反する恐れのあるもの
- (8) 割引券、引換券その他これに類するもの
- (9) その他掲載することが適当でないと町長が認めるもの

(広告の条件)

第4 広告の掲載料、規格等は、広告媒体の種類により別表のとおりとする。

(広告掲載の申込み)

第5 広告掲載希望者は、坂城町有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告案を添えて、町長が指定する期間内に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第6 町長は、前第5の申込書を受理したときは、第3の規定に基づき広告の内容、デザイン等(以下「広告内容等」という。)について速やかに審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、広告内容等について、修正の必要があると認めるときは広告掲載希望者に修正を求められることができる。
- 3 同一の広告媒体の同一の掲載期間について2以上の申込みがあったときは、次の順位で掲載者を決定するものとする。ただし、優先順位を同じくする複数の掲載の申込みがあったときは、受付順により決定するものとする。
 - (1) 町内に事業所等を有する者のうち、その事業内容が公共的性格を有する者
 - (2) 町内に事業所等を有する者のうち、前号に掲げる以外の者
 - (3) 町外に事業所等を有する者

4 町長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、坂城町有料広告掲載決定通知書

(様式第2号)により、広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第7 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、町で発行する納付書により広告掲載料を一括納入しなければならない。

(広告原稿の作成)

第8 広告主は、広告原稿を町長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(広告掲載の取消し)

第9 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主がこの要綱の規定に違反したとき。

(2) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の取消しを決定したときは、坂城町有料広告掲載取消通知書(様式第3号)により、その結果を広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第10 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により町長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第11 広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責に帰さない事由により広告を掲載できなかったときは返還するものとする。

(広告主の責務)

第12 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第4関係)

広告媒体	規格等	掲載期間等	掲載料金	枠数	掲載位置
広 報 さ か き	縦48mm 横177mm	1紙単位で連続 12箇月まで(空き がある場合は更 新できる。)	1回 10,000円/1枠	最 大 4 枠	町からの お知らせ (「インフ ォメーシ ョン」等) ページの 最下段

※他の媒体における掲載の条件については、別途町長が定める